3

に除様 日産 産 育 こを ながに児 前 前 支 仕 分 産後体が産後体が 取 42 り受社休 お まけ会業 ょ 日 得 ら保の れ険場 業 る 育 した。 産 事 (原 被 る料 合 たて 場後 業 保 よのと め 0 主険 両

合 56 則 う 免同

月終降 要知ま Ġ は、 了に で しす免分 出 今の L 時 ての除以と産 年制 での降の対か ょお の降な前対のる産 期 4 < 度 社象保方後月の 提 休 30 対 で、 出 と内と険 先 がで な料 業日象 必周りか4が以者

今後公ま を はを 窓取保健今 管 被類 受 事け保 口得 「電子申 険 康 轄 0 者 保 す 業た険 提 産 の申 る 険 時 者 所 表 7 出 前 持 出 年のしか 出書」を、生年 . 請 さ () 時 :参」「 金所提ら 方 一後生れま 期届 法 0 事 在出申 ずる務地先出は出 る う 郵

がそ準を後合に 改の報基の 定翌酬に3産 されれ、 月月しカ前 月 産 合 まらを 間 後 標決新の休 会 準定し報業 午報し、 社 終た い酬 が 標額 了 場 酬

た後 **そ** と休被**の** の産た後 後 休き業保他の 日 ま 留 ま間 者 終 を が意 了 た 産 予は変 産 点 前 定產更 前 産 日前 し産

> 険產複保前保 が届取かき後 料後す険産険 育 得には休 あ 免休る料後料 児 V) を 業 者 除業場免休免休 ま提 変 産 事 を す。 が期合除 業除業 出更前 業終 優間は期期期期 す 産 主 了 先 中 間間間間 る終後はし さの産が中と中 必了休速た れ保前重の産の 要 業や

平成 26 年度雇用保険率据置き決定

雇用保険率は、会社(事業主)と従業員(被保険者)が折半し て負担する失業等給付の料率に、会社のみが負担する雇用保険二 事業の料率を加えたものですが、その雇用保険料率が平成26年度 も、平成25年度と同じ率のまま、変更されないことに決まりまし

雇用保険率料

産休期間

の

社

会保険料免除

事

業

主

ょ

る

な出

な添す

い付

と書

の類

こは

月

額 産

変 後

更 休

届 業

を 了

提 時

前

終

しま お、

と特でに

す必

き了がし酬産

、な

た産け

育日前れ

児の産ば

業日休り

開らをせ

か業ま

始引終ん出報

要

標

準

報

酬 後

の

産 報

前 酬

産 が

> 休 改定

業

終

了

後

続

き

を

L

は休翌後な

下

が

つ

L

た

提

す

る

が場

こと

で 合

、きま 15

せ

6 出 月制度スター

事業の種類	平成 25 年度		平成 26 年度	
一般	13.5 1,000		13.5	
農林水産業* 清酒製造	15. 5 1, 000	据置き	15. 5 1, 000	
建設	16. 5 1, 000		16. 5 1, 000	

*農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の 事業 (園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など) には、一般の事業の雇用 保険料率を適用

雇用保険料率の負担内訳

雇用保険料率の負担内部						
内訳事業	雇用 保険料率	失業等給付に係る率		二事業率		
		被保険者 負担分	事業主負担分			
一般	13. 5 1, 000	5 1,000	5 1, 000	3. 5 1, 000		
			8.5 1,000			
農林水産業* 清酒製造	15. 5 1, 000	6 1,000	<u>6</u> 1, 000	3.5		
			<u>9.5</u> 1,000			
建設	16. 5 1, 000	6 1,000	<u>6</u> 1, 000	<u>4. 5</u> 1, 000		
			10. 5 1, 000			

雇用保険二事業として、事業主の方に対する助成金等(代表例: 雇用調整助成金・高年齢者雇用安定助成金・トライアル雇用奨励金) の支給が行われています。つまり、その財源は、基本的には、皆様 方企業が負担している保険料なのです。要件にあう助成金がありま したら、積極的に活用しましょう。

なお、労働保険料として、雇用保険の分と併せて労災保険の分も 納付することになっていますが、平成26年度における労災保険に関 する保険料率(労災保険率)については、一般拠出金の率だけ1000 分の 0.05 から 1000 分の 0.02 に引き下げられることになりました。

未払残業代請求の内容証明急増中!

■東京管内の割増賃金遡及支払額が 17 億円に

東京労働局から「監督指導による賃金不払残業の是 正結果(平成24年度)」が公表されましたが、これに よれば、東京労働局管内で、時間外・休日・深夜労働 に対する割増賃金が適正に支払われていないとして 是正勧告・指導され、100万円以上の遡及支払いにな ったのは 125 企業となり、その総額は 17 億円に上っ たとのことです。

■ネット上にあふれる割増賃金請求に関する情報

最近、主に元従業員から、未払残業代請求の内容証 明が届く企業が非常に増えているようです。「あなた の未払残業代がすぐわかる!」といったような内容の サービスを謳うホームページや、残業代請求に関する 内容証明のひな形を掲載するサイトも増えています。

これらを利用すれば、内容証明の作成・送付により、 簡単に会社に対して未払残業代を請求できる時代に なってしまいました。

■会社としての対応は?

ある日突然、送りつけられた未払残業代の支払いを 要求する内容証明。その内容ごとに、会社の対策は変 わってきます。

まず、内容証明の送り手は誰か。内容証明の差出人 が、従業員個人なのか、合同労組やユニオンなのか、 弁護士等なのかにより、会社としての対応が違ってき ますし、相手の事情や紛争が長期化するかどうかもあ る程度読み取ることができます。

例えば、従業員(元従業員)本人による場合、会社 へのうっぷんを晴らしたいのか、お金が欲しい(お金 に困っている) だけなのか、上司等に対する個人的恨 みなのか等が判断できる場合があります。また、内容 の完成度や要求の度合いにより、インターネットのテ

ンプレートを使って 素人レベルで作った ものなのかどうか等 の情報がわかり、以 後の会社のとるべき 対応を考えるうえで 参考になります。 いずれにしても、会



社としては、必要な資料(タイムカード、日報、就業 規則、賃金規程等)の収集・検討を行い、残業時間を 確認し、そのうえで対応を行います。

■日頃の労務管理が重要!

もっとも、未払残業代を発生させてしまう残業・労 働時間管理を根本から見直さない限り、こうした内容 証明が届くリスクはなくなりません。

「会社が未払残業代を請求された」という噂が広ま れば、現在働いている従業員についても、その不満を 爆発させてしまうことにつながる可能性も大いにあ ります。

今一度、自社の労働時間管理について検証してみて はいかがでしょうか。

快適な職場づくりで仕事の効率が上がる!「58」実践のススメ

あなたの職場は快適ですか?

働き手の立場から見ると、職場が快適であれば、気分も前向きになり、仕事の効率もアップします。

「忙しいから整理できない」と、ゴチャゴチャでどこに何があるかわからないデスクまわり、書類やファイルが山のように 積み上げられたキャビネット……これでは、仕事もはかどりません。

このような環境を改善し、仕事の効率アップを図るために知っておきたいのが、「5S」です。

仕事の効率と「5S」の重大な関係性~「5S」とは、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」

こう言うと、単に職場をきれいにするだけの活動と思われがちですが、侮ることなかれ、生産性が低く改善が進まないと される業種・企業・部門などに共通する問題として、「5S」のレベルの低さがあると指摘されています。

「5S」の実践~では、具体的にどのように実践すればよいのでしょうか

「5S」は現在、基礎的な活動として、次のようにまとめられています。

- 【整 理】職場内からムダなモノ、スペース、時間をなくす
- 【整 頓】モノや情報の共同利用をしやすくする
- 【清掃】乱れや異常のない状態をつくり、異常が発生すれば一目でわかるようにする
- 【清 潔】あらゆるモノや情報が完全に管理された状態を維持し、かつ改善して高度化する
- 【しつけ】モノや情報を扱う人間の意識と行動を改善する

より良い職場の環境づくり

年度の区切りを迎えるこの時期、まずは職場内の片づけから始めて、快適な職場づくり、効率の良い仕事ができる環境づ くりを目指してみませんか。

大火文字焼き

日時:3月8日(土)

メイン会場:はな阿蘇美

夜の山に浮かぶ「火」の文字! 3 月、阿蘇に春を告げる「阿蘇の火 まつり」の先陣を切って「大火文字 焼き」が行われます。また、「阿蘇ぶ るまい」と称して、阿蘇市内牧一帯 では、夜の野焼きや花火、阿蘇の特 産市や郷土芸能など様々な催しが行 われます。



〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065

URL:http://brainstar.jp

特集

最低賃金引上げ支援対策費補助金制度の対象地域拡大!

最低賃金引上げ支援対策費補助金制度(業務改善助成金)は、事業場内の最も低い時間給を、計画的に 800 円 以上に引き上げる中小企業に対して支給されるものです。就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器 の導入、研修等の実施に係る経費の1/2(上限100万円)が助成されます。対象となるのは、対象地域に事業 場を置く一定の中小事業主ですが、平成 25 年度補正予算により、その対象地域が拡充されました。

■平成25年度補正予算成立より対象地域に追加された7府県

埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県 ※これにより、地域別最低賃金が800円を超えている東京都、神奈川県、大阪府を 除いた44道府県が対象地域となります

■最低賃金引上げ支援対策費補助金制度(業務改善助成金)の概要

- ① 支給要件
 - 賃金引上げ計画の策定
 - 事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ
 - 1年当たりの賃金(時間給)の引上げ額は40円以上(就業規則等に規定)
 - 引上げ後の賃金支払実績
 - 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
 - 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと
- 支給額……上記①オの経費*の2分の1(上限100万円)
- 支給回数……賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給
- 申請先……事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

育

臨

· なる 例

わの給

ので

給

千3

百 対

万 象



*業務改善助成金の対象経費の例

- 就業規則の作成や改定
 - (事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料)
- 賃金制度の整備
 - (事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費)
- ・労働能率の増進に資する設備・機器の導入(在庫管理、仕入業務の効率改善のための POS レジシステム の購入費用、作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費)
- 労働能率の増進に資する研修(新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用)

詳細については是非お尋ねください。就業規則の作成や改定時の社会保険労務士の手数料や、賃金コ ンサル経費も、対象経費になります。この機会に就業規則や賃金制度を見直してみませんか。

と対点者

今給 と受年対い約 象ま 1 1 V) 生 L 月 まって時、 以 す。い点 下 っるで 0 ま世児 子 を 带童 , , が 手 持

す

必

要

が

ま

情

報

なっち後いい計山

目リの取況給

ス分い

れあつ

るい

たて

めは、

一部扱に対な

もに化者

変象お、

がや

生 対

合の

ľ

た

場

注リ中の状支

基

準

日 象以

児 降

童に、

支れは付「と給対かも方い万4種世受祉課給て、金子と付象一受のま人分類帯給給税 給給税住た けます。 金 と方 のあ臨世付世民給軽 が なで り、特が 取件 支 1 だ る方の L 世ま れを 給 強 け 合例 世帯で 対と、 か る満 対の はでのた を 象 わ給 象 約 受け臨 な せ付の 7 どはしちどて ながら 3 ~ 3 て金「童「民 千国」子手臨税 い取ることなららいていていて 0 られて民一つ育る た

祉もらて両て百の2

支自 としのが、 すれ口しり支自、公公の て住、平 る座 76寸体給机支所 則手 も振 の込月月 成 へ 給地 26 し と続 るの時 7 か頃 準 期 申の Z 2 らか 年 ま と備に みに 請 市 9 b す。 とがつ を 区月支 らよ 月受 れり さ整い 行 町 に付 1 給 れいて 7 支 う村 を か 日対 い給け開て次は に時象

まさて始お第各

これは、4月1 特例給は 付 減 帯 税 ることに が〜 て 策 8 か、市市で、 % 象町 児の村 1 付 時 7 とさ 引か けっていれ計 当時 اج <u>ک</u> の福非 消は 7 外の額得るとまれもに 申

れ負るへげ費

のら

影れ

率れ

担中

外の額付ること、と特がが「親す、 1 か給 例5あ所の 人か付 り得所ない。 れ給 にわ額 付円 制得が限り つら の児限 V) 金 に応じて子ども 15 きず 家 童 額 0 1 手 庭 当以じ 律 支 万 手 は、 てのと 円 で 給 当 0 上 な 対今支の決 Y 子の 人 象回給所ま数り z ど額

4 月 開 始

子育て世帯臨

保育園園長・管理職研修「人事考課の必要性」

日 時:2月12日(水)14:45~17:50

参加者:保育園園長·管理職 33名

講 師:上田 正順

鹿児島県内にある保育園の園長先生方や管理職の先生方を対象に園長研修会を一昨年度より3回に渡り実施しておりますが、今回でシリーズ最後となる第3回目を行いました。今回の研修テーマは、「人事考課の必要性」です。昨今、ニュースや新聞でも取り上げられている保育園不足や保育士不足。厚生労働省の調査では平成29年度末には保育士が約7.4万人不足する事が見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要とされています。この課題は、国全体の問題であることはもちろん、各地方や各都市、また各園での問題でもあるでしょう。

では、そのような課題に対する園の取り組みとして現 状できる事は、まずは「保育士等の質の向上」と「保育士 の離職防止」であると考えられます。今回で第3回目を迎 えますこの保育園長研修では、『職員の人材育成』を大き なテーマに抱えてきましたが、私どもブレインスターが職 員の人材育成をしていくうえで最も重要と考えている人 事考課制度を参加された先生方に実例を交えながらご紹 介させていただきました。 現在、多くの医療・福祉施設 が何らかの人事考課制度を取り入れ、あるいは、取り入れ ようとしています。同様の動きは、これまで人事考課制度 とは無縁であると考えられてきた保育園・幼稚園において も広がりを見せています。現に私どものクライアント様 の保育園でも、人事考課制度を導入して、職員の人材育成 に熱心に取り組まれておられるところがあります。ではな 世保育園・幼稚園でも人事考課制度が必要なのかまた、人 事考課制度の導入はどのようにしていけばよいかなど、

実際人事考課制度を導入されている保育園の実例やいただいのでも紹介させていただいた。 コンピテンシー』 をつかった人材育成などを例にお話れていきました。参加された園長先生の中には法人(保



育園)の目指す理念はしっかりあるのですが、職員たちにはなかなか伝わらず、また押し付けよううとられるのが、また押し付けよううとられるのが、できました。その原因と考えられるのが、その原因と考えられるのいし、その原因とはもっと保育園をよくしていきたいし、というでは、は大きないのですが、送人の理念がはます。はまずからない。ないのではないです。というでは、このようなことが原因で、保育士等の質の低いでは、このようなことが原因で、保育士等の質の低いでは、このようなことが原因で、保育士等の質の低いにはでは、このようなことが原因で、保育大きの質の低いには、このようなことが原因で、保育大きの質の低いには、このようなことが原因で、保育大きの事態がおっているでは、このようなことが原因で、保育大きの質の低いには、このようなことが原因で、保育大きの事態がおっている園では、このようなことが原因で、保育大きの事態がおっている。現に課題となったとと逆の方に向かって、園も少なくありません。

今後、予想されるのは、保育士の確保の難しさや採用を募集してもだれもこないという現実です。ブレインスターでは、この様な問題を解決するためにも、人事考課制度の必要性をもっとたくさんの保育園や幼稚園に知っていただき、広めていくことに取り組んで行きます。今回、鹿児島県の園長研修会でこのような機会をいだだき、人事考課制度の必要性を園長先生方にご紹介させていだだきましたが、これを機にもっとたくさんの保育園・幼稚園で保育士不足の解消や保育士等の質が改善に努めていきたいと思います。(担当:池田)

会社の成長と利益に繋がる仕組み・・・ 充実 した

「キャリアパス制度」をつくろう!

「キャリアパス」とは?

キャリアパスとは、企業の中でキャリアアップのために必要となる基準・条件を明確化したもので、これを提示することにより、社員が将来の目標に向けて意欲的に取り組むことが可能となります。 キャリアパスは、一般に「社員のためのもの」と思われがちです

キャリアハスは、一般に「社員のためのもの」と思われからですが、「社員が目標意識を高く持って働くことにより会社の成長と利益に繋がる」「企業が社員の適性を的確に把握して情報を蓄積できることにより急な配置転換が必要となった際などに活用できる」等、企業にとっても利点の多いものです。

人材募集時のメリットも

また、近年、人材募集時において、「キャリアパスが明確になっている」ことを謳い文句にする企業も増えてきました。

これは、キャリアパスがモチベーションの高い優秀な人材を集めることに寄与することによるものです。

キャリアパスをつくるには?

キャリアパスをつくる場合には、業務を洗い出し、必要な人材配置を考え、社員にどのようなキャリアを積ませれば能力が向上するのかを把握することが必要です。キャリアを積む過程で習得すべきスキルや業務知識、社内でたどるルート等は、各企業によって異なりますので、先行事例を参考モデルとしつつ、オリジナルの制度として組み立てていくことが必要です。

お仕事カレンダー

3/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
- 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満でかつ請負 金額が1億9000 万円未満の工事
- ・2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

- · 所得税 · 贈与税の申告 · 納税期限
- 所得税の確定申告書の提出
- ・所得税の更正請求 (前年度分)
- ・個人青色申告承認申請書の提出 (新規適用のもの)
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・贈与税の申告(前年度分)
- ・個人の道府県民税・市町村民税の申告
- ・個人事業税の申告

3/31

- ・2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ・個人事業者の消費税の確定申告
- ・1月決算法人の確定申告
- ・7月決算法人の中間申告
- ・4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告